川崎市学校給食センター条例施行規則の一部を 改正する規則の制定について 川崎市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則(案) 川崎市学校給食センター条例施行規則(平成29年川崎市教育委員会規則第 12号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

	日吉中学校、平間中学校、玉川中学校、
川崎市中部学校給食センター	住吉中学校、井田中学校、今井中学校、
	中原中学校、宮内中学校、西中原中学校
	、高津中学校、西高津中学校、野川中学
	校、平中学校、稲田中学校
川崎市北部学校給食センター	枡形中学校、南菅中学校、菅中学校、生
	田中学校、南生田中学校、西生田中学校
	、金程中学校、長沢中学校、麻生中学校
	、柿生中学校、王禅寺中央中学校、白鳥
	中学校

附則

この規則は、平成29年11月22日から施行する。

制定理由

川崎市中部学校給食センター及び川崎市北部学校給食センターの開設に伴い 、学校給食を実施する学校を定めるため、この規則を制定するものである。

川崎市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表						
改正後			改正前			
○川崎市学校給食センター条例施行規則			○川崎市学校給食センター条例施行規則			
平成29年8月28日教委規則第12号		2号	平成29年8月28日教委規則第12号			
(実施学校)			(実施学校)			
第2条 川崎市学校給食センタ	'一(以下「センター」という。)が学校約	合食	第2条 川崎市学校給食センタ	マー(以下「センター」という。)が学校給食		
を実施する学校は、次のとおりとする。			を実施する学校は、次のとおりとする。			
名称	学校名		名称	学校名		
川崎市南部学校給食センター	大師中学校、南大師中学校、川中島中学校、桜本中学校、臨港中学校、田島中学校、京町中学校、渡田中学校、富士見中学校、川崎中学校、川崎高等学校附属中学校、南河原中学校、御幸中学校、塚越中学校、南加瀬中学校、橘中学校、東高津中学校、宮崎中学校、有馬中学校、宮前平中学校、向丘中学校、菅生中学校		川崎市南部学校給食センター	大師中学校、南大師中学校、川中島中学校、桜本中学校、臨港中学校、田島中学校、京町中学校、渡田中学校、富士見中学校、川崎中学校、川崎高等学校附属中学校、南河原中学校、御幸中学校、塚越中学校、南加瀬中学校、橘中学校、東高津中学校、宮崎中学校、有馬中学校、宮前平中学校、向丘中学校、菅生中学校		
川崎市中部学校給食センター	日吉中学校、平間中学校、玉川中学校、 住吉中学校、井田中学校、今井中学校、 中原中学校、宮内中学校、西中原中学校、 高津中学校、西高津中学校、野川中学校、 平中学校、稲田中学校 枡形中学校、南菅中学校、菅中学校、生	_				

田中学校、南生田中学校、西生田中学校、

柿生中学校、王禅寺中央中学校、白鳥中

川崎市北部学校給食センター金程中学校、長沢中学校、麻生中学校、

学校